

国立大学法人佐賀大学ダイバーシティ推進室運営規程

(平成29年5月24日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学ダイバーシティ推進室設置規則（平成29年5月24日制定）第12条の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学ダイバーシティ推進室（以下「推進室」という。）の各部門の業務及び組織その他推進室の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部門の業務)

第2条 各部門は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 広報・環境整備部門 ライフイベントとの両立支援・ダイバーシティ（多様性）の理解啓発
- (2) 研究支援部門 女性研究者等の研究支援・研究・調査
- (3) 次世代育成部門 学生等（中高生を含む）啓発・裾野拡大

(組織)

第3条 各部門の構成員は、次の表に掲げるとおりとする。

部 門	構 成 員
広報・環境整備部門	室員 協力員
研究支援部門	室員 協力員
次世代育成部門	室員 協力員

2 前項に規定するもののほか、ダイバーシティ・コーディネーター（特任教員）を各部門の構成員とするものとする。

(部門長及び部門員)

第4条 部門長は、部門の業務を掌理する。

2 部門員は、室長の命により部門の業務を分掌する。

(連絡会議)

第5条 推進室に、推進室の運営及び各部門間の連携・調整のため、連絡会議を置く。

2 連絡会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) ダイバーシティ・コーディネーター（特任教員）
- (4) 各部門長
- (5) その他室員のうち室長が必要と認めた者

- 3 室長は、連絡会議を招集し、その議長となる。
- 4 第2項第3号の者が出席できない場合は、代理の者が出席することができる。
- 5 連絡会議が必要と認めたときは、必要に応じて推進室の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 各部門の事務は、部門ごとに次の表に掲げる主管課が、業務に係する各課等の協力を得て行うものとする。

部 門	主 管 課
広報・環境整備部門	総務部人事課
研究支援部門	学術研究協力部研究協力課
次世代育成部門	学務部教務課

附 則

この規程は、平成29年5月24日から施行する。